

口座振替割引契約

(選択約款)

平成27年6月1日実施

平成27年5月18日 届出

1 目 的

この選択約款は、料金の回収コストを低減することによって、効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成27年5月18日付け20141224資第6号認可。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適用条件

供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯、はぴeタイム、季時別電灯P Sもしくは低圧総合利用契約として電気の供給を受けるお客さまで、次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり、かつ、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) お客さまが指定する金融機関口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替えること（以下「口座振替」といいます。）。ただし、当社が、口座振替の結果を当社所定の様式により毎月継続して郵送でお知らせする場
合を除きます。
- (2) 口座振替が支払義務発生日から当社の指定する1回目の振替日で完了すること。
- (3) 前月の検針日において、支払われていない料金（当該検針日に支払義務が発生する料金を除きます。）がないこと。

4 契約の成立

口座振替割引契約は、お客様の申込みを当社が承諾し、かつ、お客様の指定する金融機関が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は、契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

5 料 金

(1) 各月の料金は、前月の料金を3（適用条件）に定める支払方法により支払われた場合には、供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯、はぴeタイム、季特別電灯PSもしくは低圧総合利用契約によって料金として算定された金額から(2)の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし、前月に契約種別の変更があった場合は、割引いたしません。

(2) 口座振替割引額

口座振替割引額は、1月につき次の金額といたします。

なお、口座振替割引額は、供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯、はぴeタイム、季特別電灯PSもしくは低圧総合利用契約によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。

1 契約につき	54 円 00 銭
---------	-----------

6 そ の 他

この選択約款に定めのない事項については、供給約款の従量電灯にかかわる規定または選択約款の時間帯別電灯、はぴeタイム、季特別電灯PSもしくは低圧総合利用契約に定めるところによるものといたします。

附 則

実施期日

この選択約款は、平成27年6月1日から実施いたします。

